

改 正 後	改 正 前																								
「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-	「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-																								
第 1 章 (省略)	第 1 章 (同左)																								
第 2 章 共通事項	第 2 章 共通事項																								
第 1 節から第 10 節まで (省略)	第 1 節から第 10 節まで (同左)																								
第 11 節 移出輸入申告及び総保出輸入申告(原料課税扱い)手続	第 11 節 移出輸入申告及び総保出輸入申告(原料課税扱い)手続																								
システムを使用して保税作業による製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告(以下この節において「移出輸入申告(原料課税)」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。	システムを使用して保税作業による製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告(以下この節において「移出輸入申告(原料課税)」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。																								
ただし、下表におけるシステム処理対象外の条件に該当する場合は、システムを使用した申告が行えないことから、書面により申告する。	ただし、下表におけるシステム処理対象外の条件に該当する場合は、システムを使用した申告が行えないことから、書面により申告する。																								
また、移入又は総保入した貨物を保税作業することなく、そのまま移出輸入申告(原料課税)を行う場合は、税関手続関連(海上編又は航空編)-通関関係手続-第 1 章第 1 節(輸入申告手続)による。	また、移入又は総保入した貨物を保税作業することなく、そのまま移出輸入申告(原料課税)を行う場合は、税関手続関連(海上編又は航空編)-通関関係手続-第 1 章第 1 節(輸入申告手続)による。																								
＜移出輸入申告(原料課税)システム処理対象外＞ (省略)	＜移出輸入申告(原料課税)システム処理対象外＞ (同左)																								
【移出輸入申告(原料課税)の流れ】 (省略)	【移出輸入申告(原料課税)の流れ】 (同左)																								
1 移出輸入申告(原料課税)事項の登録	1 移出輸入申告(原料課税)事項の登録																								
(1) 移出輸入申告(原料課税)事項の登録	(1) 移出輸入申告(原料課税)事項の登録																								
移出輸入申告(原料課税)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)は、「石油製品等移出(総保出)輸入申告」業務(業務コード:MWC)の前に、「石油製品等移出(総保出)輸入申告事項登録」業務(業務コード:MWA)を利用して、次の事項を入力し送信する。	移出輸入申告(原料課税)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)は、「石油製品等移出(総保出)輸入申告」業務(業務コード:MWC)の前に、「石油製品等移出(総保出)輸入申告事項登録」業務(業務コード:MWA)を利用して、次の事項を入力し送信する。																								
なお、当該通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務(業務コード:UKY)又は「申告可能者登録(強制入力)」業務(業務コード:UKY12)によって申告可能者として登録されている通関業者等(以下この節において「登録済申告可能者」という。)であれば、後記 2(移出輸入申告(原料課税)事項の訂正)による訂正、又は後記 3(移出輸入申告(原料課税))による移出輸入申告(原料課税)のシステムへの登録を実施することができる。	なお、当該通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務(業務コード:UKY)又は「申告可能者登録(強制入力)」業務(業務コード:UKY12)によって申告可能者として登録されている通関業者等(以下この節において「登録済申告可能者」という。)であれば、後記 2(移出輸入申告(原料課税)事項の訂正)による訂正、又は後記 3(移出輸入申告(原料課税))による移出輸入申告(原料課税)のシステムへの登録を実施することができる。																								
登録した移出輸入申告(原料課税)事項については、後記 2(移出輸入申告(原料課税)事項の訂正)により、「石油製品等移出(総保出)輸入申告」業務(業務コード:MWC)を実施するまでの間、任意に訂正することができる。	登録した移出輸入申告(原料課税)事項については、後記 2(移出輸入申告(原料課税)事項の訂正)により、「石油製品等移出(総保出)輸入申告」業務(業務コード:MWC)を実施するまでの間、任意に訂正することができる。																								
[1] から [35] まで (省略)	[1] から [35] まで (同左)																								
[36] 運送場所識別(「運送場所識別*」欄)	[36] 運送場所識別(「運送場所識別*」欄)																								
次の区分に応じたコードを入力する。	次の区分に応じたコードを入力する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合</td><td>C</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域(他所蔵置場所を除く。)と同じである場合</td><td>H</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td><td>N</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合</td><td>T</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合</td><td>M</td></tr> </tbody> </table>	区 分	コード	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C	貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域(他所蔵置場所を除く。)と同じである場合	H	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合	T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合</td><td>C</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td><td>N</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合</td><td>T</td></tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合</td><td>M</td></tr> </tbody> </table>	区 分	コード	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C	(新規)	(新規)	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合	T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M
区 分	コード																								
貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C																								
貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域(他所蔵置場所を除く。)と同じである場合	H																								
貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N																								
貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合	T																								
貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M																								
区 分	コード																								
貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C																								
(新規)	(新規)																								
貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N																								
貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合	T																								
貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M																								
(注)	(注)																								
① 運送先とは、輸入しようとする貨物に係る運送契約において、輸入の許可がされた後に運送される場所として定められているものをいう。なお、一の貨物について経由地を含めて 2 以上の運送される場所がある場合には、最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。以下この節において同じ。	① 運送先とは、輸入しようとする貨物に係る運送契約において、輸入の許可がされた後に運送される場所として定められているものをいう。なお、一の貨物について経由地を含めて 2 以上の運送される場所がある場合には、最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。以下この節において同じ。																								
② 「M」を入力した場合、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る所在地及び名称等を後記項番 37 から 44 の項目に入力し、その他の運送先については、後記 3(3)(移出輸入申告(原料課税)に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出)により提出を行う。	② 「M」を入力した場合、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る所在地及び名称等を後記項番 37 から 44 の項目に入力し、その他の運送先については、後記 3(3)(移出輸入申告(原料課税)に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出)により提出を行う。																								
[37] 運送場所の所在地(郵便番号)(「所在地」欄上段左)	[37] 運送場所の所在地(郵便番号)(「所在地」欄上段左)																								
「運送場所識別*」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。	「運送場所識別*」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。																								
① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。)	① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。)																								

改 正 後	改 正 前
② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。 ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 ※ 以下 [38] から [41] までの項目の具体的な入力例については、税関手続関連（海上編又は航空編）-通関関係手続-第 1 章第 1 節別紙 6（住所の入力方法）を参照すること。 [38] 運送場所の所在地 1（都道府県名）（「所在地」欄上段中） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 11「住所 1（都道府県）」と同じ内容であること。）。 ④ 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード（「蔵置場所＊」欄）」に入力した保税地域に係る住所（都道府県）を入力する。）。 ⑤ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [39] 運送場所の所在地 2（市区町村（行政区名））（「所在地」欄上段右） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（市区町村（行政区名））を必須入力する ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（市区町村（行政区名））を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 12「住所 2（市区町村（行政区名））」と同じ内容であること。）。 ④ 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード（「蔵置場所＊」欄）」に入力した保税地域に係る住所（市区町村（行政区名））を入力する。）。 ⑤ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [40] 運送場所の所在地 3（町域名・番地）（「所在地」欄中段） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（町域名及び番地）を必須入力する ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（町域名及び番地）を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 13「住所 3（町域名及び番地）」と同じ内容であること。）。 ④ 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード（「蔵置場所＊」欄）」に入力した保税地域に係る住所（町域名及び番地）を入力する。）。 ⑤ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [41] 運送場所の所在地 4（ビル名ほか）（「所在地」欄下段） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所（町域名及び番地）を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所（ビル名等）を入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 14「住所 4（ビル名ほか）」と同じ内容であること。）。 ③ 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード（「蔵置場所＊」欄）」に入力した保税地域に係る住所（ビル名等）を入力す	② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 ※ 以下 [38] から [41] までの項目の具体的な入力例については、税関手続関連（海上編又は航空編）-通関関係手続-第 1 章第 1 節別紙 6（住所の入力方法）を参照すること。 [38] 運送場所の所在地 1（都道府県名）（「所在地」欄上段中） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 11「住所 1（都道府県）」と同じ内容であること。）。 <u>（新規）</u> ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [39] 運送場所の所在地 2（市区町村（行政区名））（「所在地」欄上段右） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（市区町村（行政区名））を必須入力する ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（市区町村（行政区名））を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 12「住所 2（市区町村（行政区名））」と同じ内容であること。）。 <u>（新規）</u> ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [40] 運送場所の所在地 3（町域名・番地）（「所在地」欄中段） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（町域名及び番地）を必須入力する ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（町域名及び番地）を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 13「住所 3（町域名及び番地）」と同じ内容であること。）。 <u>（新規）</u> ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [41] 運送場所の所在地 4（ビル名ほか）（「所在地」欄下段） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所（町域名及び番地）を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所（ビル名等）を入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 14「住所 4（ビル名ほか）」と同じ内容であること。）。 <u>（新規）</u>

改 正 後	改 正 前												
る。）。。 ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [42] 名称等識別（「名称等」欄左） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> <tr> <td>「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合</td><td>1</td></tr> <tr> <td>「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合</td><td>2</td></tr> </table> ② 「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。 ③ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [43] 運送場所の名称等（「名称等」欄右） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る名称等を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番9「輸入者名」と同じ内容であること。）。 ④ 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番23「通関予定蔵置場コード（「蔵置場所＊」欄）」に入力した保税地域に係る名称を入力する。）。。 ⑤ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [44] 輸入者電話番号（「電話」欄） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る電話番号を入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る電話番号を入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。 ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [45] から [88] まで （省略） (2) （省略） 2 から 5 まで （省略） 第 12 節から第 15 節まで （省略） 第 16 節 通関関係書類の電子ファイルによる提出 システムを使用した次の手続について、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C第 5021 号、第 5022 号又は第 5023 号）（以下この節において「運送先一覧表」という。）及び通関関係書類を電子ファイルで提出する場合は、この節の定めるところによる。 （輸入関係手続） （省略） （輸出関係手続） （省略） 1 総括事項 (1) （省略） (2) 対象の審査区分 電子ファイルによる提出の対象となる申告等の審査区分は原則、次のとおりである。 イ 「3」（検査扱い） ロ 「2」（書類審査扱い） ハ 「1」（簡易審査扱い）であって、「区分」欄に「Y」（書類提出要）、<u>「L」（運送先一覧表のみ提出要）」</u>又は「G」（原紙提出）と表示されている場合	区 分	コード	「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1	「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2	③ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [42] 名称等識別（「名称等」欄左） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> <tr> <td>「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合</td><td>1</td></tr> <tr> <td>「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合</td><td>2</td></tr> </table> ② 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 ③ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [43] 運送場所の名称等（「名称等」欄右） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る名称等を必須入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番9「輸入者名」と同じ内容であること。）。 <u>（新規）</u> ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [44] 輸入者電話番号（「電話」欄） 「運送場所識別＊」欄の入力内容により、以下のとおり入力する。 ① 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る電話番号を入力する。 ② 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る電話番号を入力する。 ③ 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 ④ 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。 [45] から [88] まで （同左） (2) （同左） 2 から 5 まで （同左） 第 12 節から第 15 節まで （同左） 第 16 節 通関関係書類の電子ファイルによる提出 システムを使用した次の手続について、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C第 5021 号、第 5022 号又は第 5023 号）（以下この節において「運送先一覧表」という。）及び通関関係書類を電子ファイルで提出する場合は、この節の定めるところによる。 （輸入関係手続） （同左） （輸出関係手続） （同左） 1 総括事項 (1) （同左） (2) 対象の審査区分 電子ファイルによる提出の対象となる申告等の審査区分は原則、次のとおりである。 イ 「3」（検査扱い） ロ 「2」（書類審査扱い） ハ 「1」（簡易審査扱い）であって、「区分」欄に「Y」（書類提出要）又は「G」（原紙提出）と表示されている場合	区 分	コード	「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1	「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2
区 分	コード												
「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1												
「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2												
区 分	コード												
「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1												
「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2												

改 正 後					改 正 前				
なお、「本船・ふ中扱い承認申請」業務（業務コード：HFC等）及び「機用品蔵入等承認申請」業務（業務コード：CTC）による承認申請では、「Y」（書類提出要）と表示されていなくても添付登録可能。 また、「一括特例申告」業務（業務コード：TKCO1）、「修正申告」業務（業務コード：AMC）、「関税等更正請求」業務（業務コード：KKC）、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務（業務コード：EEC）、「減免戻し税等明細書登録」業務（業務コード：GKA）、「包括評価」業務（業務コード：HOC）及び「石油石炭税納税申告」業務（業務コード：OCC）については、審査区分がないため、全ての申告等で添付登録が可能。 (3)及び(4) （省略） 2から4まで （省略） 第17節から第30節まで （省略） 第3章 （省略） 第4章 照会関係手続 システムを使用した手続き等の内容等を照会する場合は、この章の定めるところによる。 第1節及び第2節 （省略） 第3節 通関関係照会手続 1から31まで （省略） [付表3－1－1] から [付表3－3－1] まで （省略） [付表3－4－1] I I D「輸入申告等照会情報」出力事項 ＜共通部＞					なお、「本船・ふ中扱い承認申請」業務（業務コード：HFC等）及び「機用品蔵入等承認申請」業務（業務コード：CTC）による承認申請では、「Y」（書類提出要）と表示されていなくても添付登録可能。 また、「一括特例申告」業務（業務コード：TKCO1）、「修正申告」業務（業務コード：AMC）、「関税等更正請求」業務（業務コード：KKC）、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務（業務コード：EEC）、「減免戻し税等明細書登録」業務（業務コード：GKA）、「包括評価」業務（業務コード：HOC）及び「石油石炭税納税申告」業務（業務コード：OCC）については、審査区分がないため、全ての申告等で添付登録が可能。 (3)及び(4) （同左） 2から4まで （同左） 第17節から第30節まで （同左） 第3章 （同左） 第4章 照会関係手続 システムを使用した手続き等の内容等を照会する場合は、この章の定めるところによる。 第1節及び第2節 （同左） 第3節 通関関係照会手続 1から31まで （同左） [付表3－1－1] から [付表3－3－1] まで （同左） [付表3－4－1] I I D「輸入申告等照会情報」出力事項 ＜共通部＞				
項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件	項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
7	区分	審査検査区分識別	(省略)		7	区分	審査検査区分識別	(同左)	
			・審査検査区分識別が4桁で出力される。					・審査検査区分識別が4桁で出力される。	
			1桁目					1桁目	
			*	簡易保留				*	簡易保留
			Z	税関届出ダメージ貨物				Z	税関届出ダメージ貨物
			S	移動差止め貨物				S	移動差止め貨物
			2桁目					2桁目	
			1	簡易審査				1	簡易審査
			2	書類審査				2	書類審査
			3	検査扱い				3	検査扱い
			3桁目					3桁目	
			R	現場検査				R	現場検査
			K	検査場検査				K	検査場検査
			X	大型X線検査				X	大型X線検査
			M	見本確認				M	見本確認
			H	本船検査				H	本船検査
			V	ふ中検査				V	ふ中検査
			4桁目					4桁目	
			T	審査時に原紙提出要				T	審査時に原紙提出要
			G	許可時に原紙提出要				G	許可時に原紙提出要
			M	TとGが混在				M	TとGが混在
			Y	書類提出要（区分1のみ）				Y	書類提出要（区分1のみ）

改 正 後						改 正 前					
				<u>L</u>	<u>運送先一覧表のみ提出要（区分 1 のみ）</u>					<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
（省略）						（同左）					
67	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合		67	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	
			<u>H</u>	<u>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合</u>					<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	
			N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合					N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	
			T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合					T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合	
			M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合					M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	
（省略）						（同左）					
＜欄部＞ （省略）						＜欄部＞ （同左）					
[付表 3－4－2] I I D 「輸入申告等照会（輸出入者用）情報」出力事項 ＜共通部＞						[付表 3－4－2] I I D 「輸入申告等照会（輸出入者用）情報」出力事項 ＜共通部＞					
項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件		項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件	
（省略）						（同左）					
7	区分	審査検査区分識別	・ 審査検査区分識別が 4 桁で出力される。			7	区分	審査検査区分識別	・ 審査検査区分識別が 4 桁で出力される。		
			1 桁目						1 桁目		
			*	簡易保留					*	簡易保留	
			Z	税関届出ダメージ貨物					Z	税関届出ダメージ貨物	
			S	移動差止め貨物					S	移動差止め貨物	
			2 桁目						2 桁目		
			1	簡易審査					1	簡易審査	
			2	書類審査					2	書類審査	
			3	検査扱い					3	検査扱い	
			3 桁目						3 桁目		
			R	現場検査					R	現場検査	
			K	検査場検査					K	検査場検査	
			X	大型 X 線検査					X	大型 X 線検査	
			M	見本確認					M	見本確認	
			H	本船検査					H	本船検査	
			V	ふ中検査					V	ふ中検査	
			4 桁目						4 桁目		
			T	審査時に原紙提出要					T	審査時に原紙提出要	

改 正 後					改 正 前				
66	運送場所識別	運送場所識別	G	許可時に原紙提出要	66	運送場所識別	運送場所識別	G	許可時に原紙提出要
			M	TとGが混在				M	TとGが混在
			Y	書類提出要（区分1のみ）				Y	書類提出要（区分1のみ）
			<u>L</u>	<u>運送先一覧表のみ提出要（区分1のみ）</u>				<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
			（省略）					（同左）	
	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合		運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合
			<u>H</u>	<u>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合</u>				<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
			N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合				N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合
			T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合				T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合
			M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合				M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合
（省略）				（同左）					
＜欄部＞ （省略）					＜欄部＞ （同左）				
[付表3－4－3] I I D「輸入（引取）申告照会情報」出力事項 ＜共通部＞					[付表3－4－3] I I D「輸入（引取）申告照会情報」出力事項 ＜共通部＞				
項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件	項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
1	代表税番／左	代表税番			1	代表税番／左	代表税番		
7	区分	審査検査区分識別	・審査検査区分識別が4桁で出力される。		7	区分	審査検査区分識別	・審査検査区分識別が4桁で出力される。	
			1桁目					1桁目	
			*	簡易保留				*	簡易保留
			Z	税関届出ダメージ貨物				Z	税関届出ダメージ貨物
			S	移動差止め貨物				S	移動差止め貨物
			2桁目					2桁目	
			1	簡易審査				1	簡易審査
			2	書類審査				2	書類審査
			3	検査扱い				3	検査扱い
			3桁目					3桁目	
			R	現場検査				R	現場検査
			K	検査場検査				K	検査場検査
			X	大型X線検査				X	大型X線検査
			M	見本確認				M	見本確認
			H	本船検査				H	本船検査

改正後

＜繰返部＞（省略）

[付表 3-4-7] I I D 「石油製品等移出（総保出）輸入申告照会（輸出入者用）情報」出力事項
＜共通部＞

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
46	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合
			<u>H</u>	<u>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合</u>
			N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合
			T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合
			M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合
(省略)				

＜繰返部＞（省略）

[付表 3-4-8] I I D 「輸入マニフェスト通関申告照会情報」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
3	区分	審査検査区分識別	・審査検査区分識別が4桁で出力される。	
			1桁目	
			*	簡易保留
			Z	税関届出ダメージ貨物
			S	移動差止め貨物
			2桁目	
			1	簡易審査
			2	書類審査
			3	検査扱い
			3桁目	
			R	現場検査
			K	検査場検査
			X	大型X線検査
			M	見本確認
			4桁目	
			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

改正前

＜繰返部＞（同左）

[付表 3-4-7] I I D 「石油製品等移出（総保出）輸入申告照会（輸出入者用）情報」出力事項
＜共通部＞

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
46	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合
			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
			N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合
			T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合
			M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合
(同左)				

＜繰返部＞（同左）

[付表 3-4-8] I I D 「輸入マニフェスト通関申告照会情報」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
3	区分	審査検査区分識別	・審査検査区分識別が4桁で出力される。	
			1桁目	
			*	簡易保留
			Z	税関届出ダメージ貨物
			S	移動差止め貨物
			2桁目	
			1	簡易審査
			2	書類審査
			3	検査扱い
			3桁目	
			R	現場検査
			K	検査場検査
			X	大型X線検査
			M	見本確認
			4桁目	
			<u>Y</u>	<u>書類提出要（区分1のみ）</u>

改 正 後					改 正 前				
			<u>L</u>	<u>運送先一覧表のみ提出要（区分 1 のみ）</u>			<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	
（省略）					（同左）				
73	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	73	運送場所識別	運送場所識別	C	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合
			<u>H</u>	<u>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合</u>				<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
			N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合				N	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合
			T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合				T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に 1 箇所ある場合
			M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合				M	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合
（省略）					（同左）				
[付表 3－4－9] （省略）					[付表 3－4－9] （同左）				
[付表 3－4－10] I I D「海上簡易輸入申告照会情報」出力事項					[付表 3－4－10] I I D「海上簡易輸入申告照会情報」出力事項				
項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件	項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
（省略）					（同左）				
3	区分	審査検査区分識別	・ 審査検査区分識別が 4 桁で出力される。		3	区分	審査検査区分識別	・ 審査検査区分識別が 4 桁で出力される。	
			1 桁目					1 桁目	
			*	簡易保留				*	簡易保留
			Z	税関届出ダメージ貨物				Z	税関届出ダメージ貨物
			S	移動差止め貨物				S	移動差止め貨物
			2 桁目					2 桁目	
			1	簡易審査				1	簡易審査
			2	書類審査				2	書類審査
			3	検査扱い				3	検査扱い
			3 桁目					3 桁目	
			R	現場検査				R	現場検査
			K	検査場検査				K	検査場検査
			X	大型 X 線検査				X	大型 X 線検査
			M	見本確認				M	見本確認
			4 桁目					4 桁目	
			<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>				<u>Y</u>	<u>書類提出要（区分 1 のみ）</u>
			<u>L</u>	<u>運送先一覧表のみ提出要（区分 1 のみ）</u>				<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
（省略）					（同左）				

<